

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 13

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思っております。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎
TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730
e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q45 海外で発行された性能評価書について、信用証明をしてもらえないでしょうか？

A45 建材試験センターでは、このほど、海外で製造され、国内に輸入されて、販売される製品が、海外の信用できる性能評価機関で性能評価を受けて、性能評価書の発行を受けている場合に、その評価書の内容について信用証明をする事業を開始いたしました。これは、海外の機関で発行された証明書に基づいて、建築基準法等に基づく性能評価を実施するものではありませんが、その評価内容が信頼のおけるものであることを、日本国

内のユーザーの方々に向けて証明するものです。

証明の対象となる性能評価書は、現在のところ、古くから日本とつながりが深く、北米全体で絶大な信用力を誇っているICBO（国際建築主事会議）/ES（評価サービス）の発行するものに限定させていただいております。事業の概要及び申し込み要領については、性能評価本部のホームページ上で、公開する予定ですので、ご覧下さい。

Q46 建築基準法の告示等について、意見を聴取する窓口が常設されたと聞きましたが、どこに、どのようにして持ち込んだらいいのでしょうか？

A46 建築基準の性能規定化に併せて旧建築基準法第38条に基づく大臣認定制度が廃止されました。これに伴い、新建築基準法に基づく認定制度へと移行していく必要があります。この際、新たな製品の取り扱い等について、業界等から幅広く意見を聞きながら対応方を検討し、実施する

体制を、国土交通省として整備することとなりました。

この方針を受けて、学識経験者、独立法人建築研究所、国土交通省国土技術政策総合研究所、国土交通省住宅局建築指導課によって構成される建築基準法性能規定検討委員会が、設置されました。

さらに、この委員会の下に、各専門分野ごとに小委員会が設けられ、基準素案の作成、運用方針の検討、旧38条認定品の移行作業を行うこととなりました。

また、業界等からのコンタクトポイントの任に、各指定性能評価機関が当たることとなっています。既に、建材試験センターから、防火設備の関係及び法37条に基づくコンクリート材料関連で、業界等からの要望を検討委員会に取り次がせていただいています。この他にも、皆様方からのご要

望及びご意見を、適宜、取り次がせていただく所存です。

ご要望及びご意見は、性能評定課で承りますが、その際には、具体的な問題点の指摘と対処方針の提案並びにその妥当性の根拠を文書で明示していただけますようお願い申し上げます。また、検討委員会で取り上げられた場合でも、結論が出るまでに半年近くの間がかかることも予想されますので、予めご承知おき下さい。

Q47 防火関連の性能評価の申請時に申請仕様が確定していないと受け付けてもらえないのはなぜでしょうか？

A47 旧建築基準法の下では、建設大臣が指定する試験機関で試験を実施し、その試験成績書を添付して、日本建築センターに防火性能の評定を申し込んでいました。新建築基準法になってからは、国土交通大臣の指定を受けた（海外においては承認を受けた）性能評価機関で試験と評価を同時に受けることとなりました。これは、防火だけに限らず、遮音並びに壁倍率についても同じこととなっています。これらの性能評価では、試験結果の信頼性の確保が非常に重要なので、高度な設備及び技術能力を有しているとして、国土交通省から認められ性能評価機関のみで、試験と評価を一貫して実施することとなりました。

性能評価機関は、その業務の中立性を確保するために、業務の中立性に影響を及ぼす可能性のある業務を実施することを、法令によって禁止され

ています。この中には、コンサル業務も含まれています。性能評価の申請を受け付けてから、その申請内容についてお客様からの相談にのることは、法令によって禁止されているコンサル業務に該当するものと考えられます。建材試験センターでは、性能評価業務における手続きの透明性及び中立性を確保することが、お客様の信頼を裏切らないための要因と考えております。

このために、お客様とのやりとりはできるだけ文書で残すようにしており、重要な事項については、申請責任者の方の確認をいただくようにしております。申請者の方々の中には煩わしいと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、透明性と中立性を確保するための措置ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

連載を終えるに当たって

この連載の執筆を始めた頃は、改正された建築基準法に基づいて、新たに導入された性能評価業務が本格的に動き出した頃でした。改正された建築基準法に対する期待と不安が入り交じる中、性能評価業務については、これまでの日本に存在していない概念であっただけに、本業務を巡る混乱は未だに続いているようにさえ思えます。

このような時期に、連載を担当させていただくことになり、皆様方の性能評価業務に対する理解を深めていただければと思って執筆を続けて参りました。しかし、今1年余を振り返ってみると、自分自身の理解を確認し、深めていくことができたと考えております。時には、説明内容が不適切であるとおしかりを受けることもありました。参考になるとの励ましの言葉も数多くいただくことができました。本シリーズの最後を締めくくるに当たりまして、性能評価の申請図書を作成していただくときのポイントを簡単に解説させていただき、皆様方のご支援への感謝の気持ちとさせていただきます。

(1) 性能評価書の宛名

性能評価書の宛名は、性能評価申請書に書かれた申請責任者となります。肩書きの表記（代表取締役社長、代表取締役、社長、他）については、申請者の記載されているものを使わせていただくこととなります。大臣認定申請の際には、法人の代表者が申請することとなっていますので、法人の代表者のお名前でお名前を申請していただく方が、評価書の宛名と大臣認定申請書の宛名が異なることが無いので、無用な混乱を招く心配がないと思います。

(2) 申請仕様

構成材料等の名称に、商品名を用いることはで

きません。できるだけ、JIS等で一般的に使われている名称を使うようにしてください。また、図面の中で使われている名称と仕様の説明で使われている名称が異なると、国土交通省の担当官から別の仕様も申請するのかと疑われることとなりますので、用語の統一をお願いいたします。

(3) 構造説明図及び施工図

これらの図面も申請仕様の一部と見なされます。代表的な施工例だけの図面しか添付されていないと、その図面以外の仕様については大臣認定の対象外となってしまいますので、十分にご注意下さい。特に、図面中に寸法を書き込んだり、縮尺を入れる場合には、書いてあるものだけに限定されてしまいます。

図面については、こちらである程度の微修正（用語の統一等）を加えさせていただくことがあります。申請時にファイルでいただけますと、お客様の手を煩わすことなく、きれいな図面で評価書及び認定書の別添資料を作成することができますので、ご協力をお願いいたします。

申請図書の書式については、中央試験所で用意しておりますので、担当者にご用命下さい。また、申し込み要領についても、順次、ホームページからダウンロードできるようにして参りますので、ご利用下さい。

なお、建材試験情報での連載は、本稿をもって終わりとなりますが、今後は、性能評価本部のホームページ（<http://seino.jtccm.or.jp>）に場所を移して、コーナーを継続させていきたいと思っております。今後も、皆様方から寄せられた疑問質問に、お答えしていきたいと考えております。なお、疑問・質問はできるだけ電子メールないしはファックスでお願いいたします。